

○倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例

平成28年 3月30日条例第24号

倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例

(設置)

第1条 本市の区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第1項の規定に基づき、倉吉市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物のうち規則で定めるものをいう。

2 この条例において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

(任務)

第3条 実施隊は、本市の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲その他の被害防止策（以下「被害防止策」という。）を適切に実施することをその任務とする。

(実施隊員)

第4条 実施隊に鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）を置く。

2 実施隊員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 市の職員のうち市長が指名するもの

(2) 被害防止策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で、市長が任命するもの

3 前項第2号に掲げる実施隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職員で非常勤とする。

(報酬)

第5条 前条第2項第2号に掲げる実施隊員の報酬は、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年倉吉市条例第29号）の定めるところによる。

(補償)

第6条 第4条第2項第2号に掲げる実施隊員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年倉吉市条例第39号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。